

# さわやか軽井沢ふるさと寄附金に係る返礼品提供事業者募集要領

令和3年5月20日決裁

## 1. 目的

ふるさと納税制度を活用した軽井沢町（以下「町」という。）への寄附に対する謝意を表すとともに、町の魅力発信及び地域経済の活性化を目的として、町外在住の寄附者に贈呈する商品、サービス等（以下「返礼品」という。）の提供を行う法人、団体又は個人事業主（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集する。

## 2. 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町内に本店、支店、営業所等を有する法人、その他の団体、個人事業主及び返礼品提供事業者の要件の全てを満たす者が提供するサービスを取り扱うことができる者であること。
- (2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例（平成22年輕井沢町条例第10号）をはじめとする町のルールを遵守していること。
- (4) 既に納期限が到来した町税等を滞納していないこと（法人等における代表者を含む。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者でないこと。
- (6) 返礼品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブルが生じた場合に、適切かつ速やかな対応が可能であること。
- (7) 返礼品の発注形式、代金の支払い形式について、委託事業者と連携、協力して業務に当たることができること。

## 3. 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号）第5条に定める基準のいずれかに該当すること。
- (2) ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（平成29年4月1日付総務省告示第28号）第2の2のいずれにも該当しないこと。
- (3) 関連する法令等をよく調査し、確実に遵守していることを確認してから提案すること。
- (4) 全国に向けた町の魅力発信につなげることができること。
- (5) 品質及び数量の安定供給が可能であること。ただし、期間限定、季節限定、数量限定等についてはこの限りでない。なお、その場合は、おおよその予定、提供開始、

- 終了時期等について、委託事業者と密に連携し、連絡及び調整が適時行えること。
- (6) 食品の場合は、返礼品到着後、一定期間の賞味又は消費期限が保証されている商品であること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りでないが、寄附者に適切に届くものであること。
  - (7) 体験、サービスの提供等の場合は、有効期限が原則発行日から1年間以上であること。
  - (8) 返礼品及び送料の合計金額が寄附金額に対して35%以内となるように、寄附金額を町が決定することができるものであること。
  - (9) 提案品目登録数は、1返礼品提供事業者あたり5品目を限度とする。ただし、別表の「返礼品提案品目登録数増加条件リスト」に記載された条件を満たす場合は、この限りでない。

#### 4. 提出書類

返礼品提供事業者になろうとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 宣言書（様式第2号）
- (3) 町で事業を行っていることを証する書類（例：営業許可証の写し、法人登記簿謄本、税務書類等）
- (4) 返礼品提案書（様式第3号）

※提出された書類は、返却しない。また、提出に伴う費用は、返礼品提供事業者の負担とする。

#### 5. 審査方法

町は、提出書類について、返礼品提供事業者及び返礼品の要件に基づく総合的な登録の可否の判断を行い、その結果を通知する。

#### 6. その他留意事項

- (1) 個人情報の保護について
  - ・返礼品提供事業者は、提供を受けた個人情報について厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。返礼品提供事業者でなくなった後においても同様とする。
- (2) クレーム対応について
  - ・町は、品質等による保証やクレーム対応について、一切責任を負わない。
  - ・返礼品の発送遅延、販売中止、品質に関する事故等が発生した場合は、速やかに委託事業者に報告するとともに、真摯に対応して早期の解決に努めること。
  - ・返礼品の在庫管理、クレーム対応については、委託事業者と連絡を取り合い、対応を行うこと。
  - ・返礼品の品質等に関するクレームで、商品の回収、再送付、代替品の手配等が必要となった場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とすること。

(3) その他

- ・返礼品提供事業者は、返礼品の画像データの提供等、町が広報を目的として行う依頼に協力すること。
- ・返礼品提供事業者としての資格の有効期限は、令和6年3月31日までとする。
- ・町は、返礼品提供事業者及び返礼品要件に適合しなくなると認めるときは、その選定を取り消すものとする。

**7. 提出先・問い合わせ先**

軽井沢町役場 総合政策課 企画調整係

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1

電話番号 0267-45-8504 (直通)

F A X 0267-46-3165

E-mail [kikaku@town.karuizawa.nagano.jp](mailto:kikaku@town.karuizawa.nagano.jp)

(別表)

返礼品提案品目登録数増加条件リスト

返礼品提案品目登録数増加条件		増加品目数
1	軽井沢町商工会の会員であること	2
2	一般社団法人軽井沢観光協会の会員であること	2
3	軽井沢旅館組合に加盟していること	2

(様式第1号)

## 返礼品提供事業者登録申請書

年 月 日

軽井沢町長 様

さわやか軽井沢ふるさと寄附金に係る返礼品募集要領に基づき、返礼品提供事業者として申請します。

事業者名	
代表者氏名	
所在地	〒
電話番号	
FAX	
メールアドレス	
業種・主な業務内容	

### 1. 確認のうえチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	町内に本店、支店、営業所等を有する法人、その他の団体、個人事業主及び返礼品提供事業者の要件の全てを満たす者が提供するサービスを取り扱うことができる者であること。
<input type="checkbox"/>	各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。
<input type="checkbox"/>	軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例(平成22年輕井沢町条例第10号)をはじめとする町のルールを遵守していること。
<input type="checkbox"/>	既に納期限が到来した町税等を滞納していないこと(法人等における代表者を含む)。 <b>※登録に係る審査のため、申請者の町税等の納付状況を閲覧することに同意します。</b>
<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者でないこと。
<input type="checkbox"/>	返礼品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブルが生じた場合に、適切かつ速やかな対応が可能であること。
<input type="checkbox"/>	返礼品の発注形式、代金の支払い形式について、委託事業者と連携、協力して業務に当たることができること。

### 2. 返礼品提案品目登録数増加条件を満たす場合は、リストに該当する番号を記入してください。

--	--	--

(様式第2号)

## 宣 言 書

年 月 日

軽井沢町長 様

返礼品提供事業者名 \_\_\_\_\_

私は、さわやか軽井沢ふるさと寄附金に係る返礼品募集要領に基づく返礼品提供事業の申請にあたり、各種法令等はもちろんのこと、軽井沢町における各種条例をはじめとする全てのルールについて遵守し、町行政に対して積極的に協力することを誓います。

また、返礼品提供事業者及び返礼品要件に適合しなくなったことに伴う登録の取消等、貴町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

(様式第3号)

## 返礼品提案書

年 月 日

返礼品提供事業者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

返礼品名			
返礼品の価格	円	返礼品の送料	円
返礼品の概要			
該当する地場 産品基準 (特例控除対 象寄附金の対 象となる都道 府県等の指定 に係る基準等 第5条に定め る基準)  <b>※該当する項 目にチェッ クをしてく ださい。</b>	<input type="checkbox"/>	1	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
	<input type="checkbox"/>	2	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
	<input type="checkbox"/>	3	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
	<input type="checkbox"/>	4	返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
	<input type="checkbox"/>	5	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
	<input type="checkbox"/>	6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
	<input type="checkbox"/>	7	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。